

川崎町タブレット端末 故障・破損・紛失時対応ガイドライン

川崎町教育委員会

1. ガイドライン設置趣旨

町内児童生徒及び教職員が、安心・安全にタブレット端末を活用して、学習活動を行うことが出来るようにするため、故障・破損・紛失時の対応を明記し、円滑に実施できるようにする。

2. ガイドラインの適用期間

児童生徒にタブレット端末を貸与した時から、返却した時までとする。

3. タブレット端末運用に関するガイドライン

① 児童生徒用タブレット端末

- ・児童生徒が使用時もしくは保管時にタブレット端末が自然故障した場合、学校予備機または教育委員会予備機を貸与する。
- ・児童生徒が使用時や移動時に、タブレット端末を目的以外で使用していた場合や故意または過失により故障・破損させた場合、学校及び教育委員会が協議の上、予備機の貸与もしくは弁償の決定をする。
- ・児童生徒がタブレット端末を紛失した場合は、弁償を基本対応とする。ただし、盗難等の被害にあった場合、学校と教育委員会が協議の上決定する。

② 教職員用タブレット端末

- ・故障・破損時は、基本的には修理対応とするが、紛失時の対応に関しては、所属長と教育委員会が協議の上、決定をする。

4. 事後の対応について

タブレット端末（1台あたり約45,000円）を破損・故障・紛失した場合は、学校を通じて教育委員会に「理由書」を提出する。

令和 年 月 日

川崎町教育委員会 殿
川崎町立 学校長 殿

理由書

● 児童生徒名 _____ 年 組 _____

● 発生日時 令和 年 月 日 時 _____

● 発生事項 破損 · 故障 · 紛失

※○で囲んでください

● 理由・原因 _____
